

午前十時開議

○ひえしま 進委員長 ただいまから災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会を開会いたします。

○ひえしま 進委員長 若林委員は、本日、欠席でございますので、御報告いたします。

本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）について、理事者の説明を願います。

○竹越災害対策課長 それでは、㊦新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）について御説明をいたします。

なお、本件は、五常任委員会及び四特別委員会との併せ報告でございます。

1 の主旨でございます。世田谷区基本計画に掲げる目指すべき未来の世田谷の姿の実現に向け、区は令和六年三月に新たな行政経営への移行実現プランを策定し、持続可能な新たな行政経営への移行を目指し、取組を進めております。このたび、プランの二年目に当たる令和七年度の取組について、決算を踏まえた効果や成果を新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）としてまとめましたので、御報告するものでございます。

2 の推進状況についてですが、全体の推進状況につきましては、先日の五常任委員会におきまして御報告をさせていただいておりますので、本委員会所掌の取組についてのみ御説明をさせていただきます。

一〇ページを御覧ください。取組み項目の表の見方ですが、表の最下段に⑥として令和七年度の主な実績をお示ししております。一一ページ以降にそれぞれの取組の項目を記載しております。本委員会所掌の取組については合計五の取組がございますが、主な取組について御説明をいたします。

一九ページ右、1 一 ㊦防災士の地域防災活動への参加促進です。区の助成により防災士の資格を取得した方に、その知識を活用し、地域の防災活動に参加するなど還元することで、防災組織における知識の普及や意識の醸成を図る取組ですが、令和七年は、対象の方に現在の活動状況や今後の協力意向を確認するための調査を実施いたしました。実際に

地域の防災活動に取り組んでいる事例も多く、継続的な学習についても前向きな意識がうかがえたため、今後、防災士が活躍できる機会の創出や次世代の担い手確保に向けた取組を進めてまいります。

次に、少し進みまして、四三ページ右、2—㉟自動通話録音機貸与事業の推進でございます。特殊詐欺被害防止のために貸与している自動通話録音機について、御自身で取付けが難しいなど、設置作業までを区の負担で行えるように改善し、利用しやすい環境を整えました。特殊詐欺被害の認知件数は増加しており、さらなる対策を進めていく必要があります。今後も様々な媒体や手法により広報を拡充してまいります。

続いて、少し進みます。六七ページ左を御覧ください。5—㉠物資の確実な確保・提供に向けた体制整備です。物資管理や配送等の専門知識を有する物流事業者に平時の防災倉庫等の備蓄物資管理業務を委託することで、防災倉庫内の最適化及び物資管理業務の効率化、省力化を図るとともに、備蓄物資情報を共有、更新いたしました。また、区及び災害時協力協定締結事業者、協定締結大学、関係機関が連携して、災害時物資配送訓練を実施し、物資供給体制の強化を図りました。引き続き、持続可能な新たな行政経営の実現に向け、庁内一丸となって鋭意取組を進めてまいります。

御説明は以上です。

○ひえしま 進委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 次に、㉡世田谷区災害対策強化プランの取組み状況について、理事者の説明を願います。

○竹越災害対策課長 世田谷区災害対策強化プランの取組み状況について御説明をいたします。

資料右肩一ページを御覧ください。1の主旨でございます。令和七年度に策定いたしました世田谷区災害対策強化プランについて、各所属による令和七年度の取組実績や令和八年度の取組予定等を踏まえ、プラン更新版を取りまとめたので、御報告いたします。

2内容について、右肩二ページ、別紙、世田谷区災害対策強化プラン、令和八年八月更新版を御覧ください。左下に記載しておりますとおり、令和七年十一月策定時点からの更新箇所は赤字で記載をしております。

例といたしまして、右肩一ページを御覧ください。災害対策強化プランのページが消

えていないため、すみません、見えにくくなっておりますが、右上、小さい字のほうの
一ページでございます。各テーマの主な取組工程上、実施済みの二〇二五年度はグレーの
網かけとしております。実施中もしくは実施予定である二〇二六年度は黄色の網かけとし
ております。なお、全ての更新項目の説明は割愛させていただき、主な項目について御説
明をいたします。

同じく右肩一ページ、重点テーマ1 避難所の管理運営体制の整備の①指定避難所運営
です。避難所避難者管理のD X化につきましては、避難者管理システムのテスト及び本番
環境の構築やマニュアル整備を前倒しで実施したことから、内容を更新しております。

次に、右肩一三ページを御覧ください。重点テーマ2 地区・地域防災力の強化の③初期
消火体制の強化です。住宅用消火器購入促進事業の実施に伴い、住宅用消火器の設置促進
を新たな取組項目として追加しております。

続きまして、右肩一七ページを御覧ください。重点テーマ4 防災D Xの推進の①災害時
の情報管理です。防災ポータル、防災防犯情報メールの区民認知度、情報発信力の向上に
ついては、今年度、本庁舎東棟にスターリンクを設置し、衛星通信環境の整備を行ったこ
とから、内容を更新しております。

次に、右肩一九ページを御覧ください。重点テーマ5 物資供給体制の強化の②物資保管
スペースの計画的な確保です。三菱UFJ銀行成城支店施設内を借り入れ、成城学園前広
域用防災倉庫としての運用を開始したことから、二〇二六年度の工程を更新してありま
す。

続いて、右肩二五ページを御覧ください。重点テーマ8 安全な都市づくりの推進の①木
造住宅密集地域の防災性の向上です。東京都防災都市づくり推進計画の改定を踏まえた取
組の追加等を行っております。

このほかにも更新した項目がございますので、詳細につきましては後ほどプランを御確
認いただきますようお願いいたします。

今後も適宜、各取組の進捗状況の確認を行い、減災目標の達成に向け、新規項目の追加
や取組内容の見直しを行ってまいります。

それでは、右肩一ページにお戻りいただきまして、3の今後のスケジュール（予定）で
ございます。本委員会終了後、区ホームページにおいてプラン更新版の公表を行ってまい
ります。

説明は以上です。

○ひえしま 進委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○くろだあいこ委員 御説明ありがとうございます。この災害対策強化プランの更新がしっかりされているということはすごく評価をしているところでございます。

今御説明がなかったところでちょっと確認したいなと思ったところがありまして、右肩五ページに、東京都避難者生活支援指針が令和八年三月に策定されて、これが防災に関する計画指針等で、東京都が出しているものというので出ていると思います。この中で④入浴機会の確保というところがありまして、そこが多分入っているけれども、あまり世田谷区の災害対策強化プランの中には入浴機会の確保に関してのところはないのかなと思ひまして、今後何か取組を入れていくのか、そこは大丈夫な状況なのかというのが分からなかったもので、確認をさせてください。

○竹越災害対策課長 今御指摘にありました東京都避難者生活支援指針、これはある程度スフィア基準に準拠しての指針になっておりますけれども、その中で入浴機会の確保は重要なテーマとなっております。現在、区では、銭湯の組合と協力協定を結ばせていただいております。災害時は入浴協力をいただくことになっておりますけれども、ただし、区の地域で見たときに銭湯の場所に偏りがあつたりすることもございます。今後、入浴機会の確保に向けては、協力協定以外にも何か施策をする必要があるという課題として区としては認識をしております。

○くろだあいこ委員 課題の認識はあるというところで、またそこに対する対応について聞いていければと思ひました。ありがとうございます。

○ひえしま 進委員長 次に、㊦「世田谷区災害時トイレ確保・管理計画（仮称）」の策定に係る検討状況について、理事者の説明を願ひます。

○田丸危機管理部副参事 それでは、「世田谷区災害時トイレ確保・管理計画（仮称）」の策定に係る検討状況について説明させていただきます。

資料右肩一ページを御覧ください。本文1 主旨です。本件は、令和八年二月の本委員会における報告のとおり、災害時のトイレに関わる問題は、過去の大規模災害において繰り返し発生しております感染症拡大や健康被害、さらには災害関連死にもつながる重要な課題でありますことから、外部有識者にも参加いただきながら、区内の実態調査を行いつつ、全庁横断的に検討を進めておりますところ、現在の検討状況について報告させていただきます。

2 これまでの検討状況です。㉓検討体制につきましては、既報告の記載のとおり、関係する災対各部、外部有識者、女性防災コーディネーター等により検討委員会を設置して、検討を進めております。

㉔、本検討の前提となります災害時に使用できるトイレの実態調査です。特に災害時に使用可能なトイレにつきましては、対象施設数が多いこと、施設管理者等も庁内にとどまらず多岐にわたることなどから、想定していた以上の時間と労力を要しておりまして、区公共施設、区立公園をはじめとした実態調査を継続中のところでございます。一方、検討のための分析につきましては、可能なところから行っている状況でございます。なお、今後も調査は可能な限り継続し、都立学校、都立公園、また区内大学、民間帰宅困難者受入れ施設等についても調査を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、㉕検討状況です。これまでに五回の検討委員会を行いまして、発災後トイレ管理・運用タイムラインなどを作成いたしますとともに、し尿ごみ発生量の算出を行い、これらを基に、主な課題を解決するための今後の方向性などについて、別紙のとおり検討を行っているところでございます。

それでは、これまでの検討状況を取りまとめました別紙を御覧ください。右肩三ページになります。

続きまして、四ページでございますが、別紙の内容を目次として記載しております。

五ページを御覧ください。用語の整理であります。災害時におけるトイレに関わる用語は、国や都からの引用もあれば、また、民間や庁内の用語に対する認識もばらばらであることから、区独自の本検討において共通認識を図るための用語を整理しております。特に表中、米印がついているところを御覧ください。例えば3の常設トイレは、施設などに一般的に設置されている既存の水洗トイレをいう（災害時に水洗が使用できなくても、携帯トイレ・簡易トイレを使用する場所として活用できる既存のトイレ）と整理するなど、世田谷区独自の用語として整理したものを示しております。

続きまして、六ページを御覧ください。本計画策定の目的および検討の背景は記載のとおりであり、その目的は、災害時においても世田谷区民、特に被災者が安全で衛生的なトイレを使用できる環境を構築するため、トイレの確保、管理、また、災害時における運用に係る施策を計画的かつ横断的に推進することとしております。

七ページを御覧ください。過去の震災における主な教訓です。世田谷区は面積が五十八キロ平米、この中に約九十三万人が居住しており、平均値では一キロ平米当たり約一万六

千人が住まわれております。また、百メートル四方では百六十人が居住されていることとなり、人口過密という特性があることなどを踏まえ、特に記載のように大きく四つの教訓を案出し、整理しております。

一つ目のトイレが不足する地域への対応のほか、二つ目のマンホールトイレや仮設トイレの設置後は、運用が特に重要については、トイレは設置だけでなく、いかに使用するのが重要であり、清掃、消毒、物資補充、プライバシー確保、照明や段差対策等の使用環境整備等の管理、運用が必要でもあります。四つ目の多様な利用者・避難場所への対応が必要につきましては、令和八年熊本地震にも見られますように、避難所外の被災者、在宅、車中泊等も含めまして、地域全体でのトイレ確保が重要である、あわせて、高齢者、女性、障害者等が安全、衛生的に安心して利用できることとしております。

八ページを御覧ください。国土交通省のガイドラインからの引用と、マンホールトイレ自体の問題も記載のとおり検討の前提としております。

九ページを御覧ください。この九ページから一二ページが実態調査の結果です。調査対象となる施設が多く、図面などだけでは分からないところもあり、関係所管に多大な御協力をいただきながら、現在も実施しているところでございます。よって、ここに示す内容は速報値として扱わせていただきます。

現時点におきましては、区立施設トイレにつきまして、回答を得ている対象施設数が七百三十施設であり、右半分にありますとおり、常設トイレを一基以上開放可能な施設数、指定避難所等を除きますが、三百四十三施設でございました。調査は、男子トイレ、女子トイレなどの個数などを含めて調査しておりまして、災害時に開放可能な常設トイレ数といたしましては千四百八十一基、区内のマンホールトイレ総数は千三十四基、また、施設の性質上使用できないと判断されているトイレ数につきましては、本庁舎、高齢者関連施設、保育園などの施設等を含めたものになりますが、全部で四千六十七基となっております。

よって、記載はありませんが、現時点での今回の調査結果としての区立施設のトイレ数は約六千五百基となり、そのうち災害時に使用可能なトイレ数につきましては、約四割の約二千五百基と推定しております。このほか、都立のマンホールトイレが二百基ありますので、これらを足しますと、少なくとも約二千七百基がハード的には災害時に使用できると見積もっております。

一〇ページは、区内に設置されているマンホールトイレの分布イメージであり、続きま

して、一一ページにつきましては、運用可能な常設トイレ、マンホールトイレの分布図でございます。

また、一二ページは、一一ページを見やすく単一色で表したものでありまして、詳細は分析中ですが、凡例のとおり、トイレ空白エリア十四か所を赤丸で表示しております。この表示方法は、都が示しておりますマスタープランと同様の方法でございます。

一三ページを御覧ください。この表は、災害時にはそれぞれのトイレがどのように使用され、そのトイレを管理、運用するのはどの所管かを、横軸はタイムラインを五つの区分として整理し、タイムラインの案としてまとめたものでございます。発災直後は携帯トイレを主体に、また、仮設トイレは四日目以降に使用できるなどがその特徴となっております。

ページ一四及びページ一五につきましては、トイレ確保・管理と多様性の視点につきまして、主な課題、また、その主な課題を解決するための方向性（案）を記載のとおりまとめております。この方向性（案）につきましては、本検討委員会の検討の幅としての現時点での方向性（案）であり、よって、特に重要なことは、これらを実際に具体化していくのは関係所管でもあることから、何がどのようにどこまでできるのか、また、この方向性は可能なのかなどの視点で、実行の可能度はもとより、実行の可否を含めて今後検討していくことが引き続き必要であると認識しております。

続きまして、一六ページ、災害時のし尿ごみ・し尿処理です。

一七ページを御覧ください。前提とする想定でございます。

一九ページを御覧ください。発災後タイムラインに基づくし尿ごみ発生量・し尿収集発生量を試算として取りまとめております。特に発災初日目は過度な混乱期であり、避難所においてもマンホールトイレが開設できるかどうかであることも想定し、星印一つとし、常設トイレは確認が終わるまでは水洗を使用できないことから、被災者全員が携帯トイレを使用するものと想定すると、下段にありますように携帯トイレ使用済みのごみの量につきましては、これだけで初日目に約八百トンが発生すると現在試算しております。このように表は見ていただければと思います。また、し尿ごみというのは携帯トイレのごみの量で、記載はありませんが、これが約三週間で約五千トンと見積もられておりまして、バキュームカーでのくみ取りが必要なし尿につきましては約千五百トンと見積もっております。

次ページ、二〇ページを御覧ください。それぞれの量に対していかにすべきかを、記載

のとおり現在検討中でございます。

最後になりますが、二ページを御覧ください。現在検討中の計画の構成、イメージになります。

それでは、二ページ本文3にお戻りください。今後の検討でございますが、これまで御説明させていただきましたとおり、災害時の区民の生命に関わる課題解決のため、引き続き検討委員会において可能な限り具体的な対策を検討してまいります。

また、㊦、現在実施中の実態調査の結果を踏まえまして、特にトイレが不足するとと思われる地域や、避難所におけるトイレの数的な不足を解決するために、実効性のある施策を検討していく予定でございます。

4の今後のスケジュールですが、説明させていただいたとおり、引き続き今後の方向性について検討を進めるほか、記載のとおりでございます。

私からの説明は以上です。

○ひえしま 進委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○藤井まな委員 御説明ありがとうございました。今までもトイレに対していろいろな意見を言わせていただいちゃって、都立の情報が入っていないんじゃないかみたいなことも何度か、すみません、重箱の隅をつつくようなことを発言させていただきましたけれども、今回のデータの中には都立公園のマンホールトイレの情報も入っていたりだとかして、すごく分かりやすくなっていると思います。

一二ページとかを見ると、トイレ空白地というものがすごく分かりやすくなっているんで、これを基にいろいろ考えていかなきゃいけないんだろなと思うんですけども、例えば区境にある地域だと、その先の自治体とかはどうなっているのかというのが逆に今度は気になってくるので、そういった情報も含めた判断なのかということをもまず一つお聞かせいただきたいのが一つ目の質問です。

二つ目の質問は、八ページにマンホールトイレにも問題がというふうに書いてありますよね。ここに書いてあるそれぞれの問題点ももちろん解決していかなければいけないんですけども、地域の人たちが慣れていけば解決できる問題もこの中にはあるので、努力はしていかなければいけないんですけども、専門家の中には、そもそもマンホールトイレが災害時に使えないという状況が起こり得ると言う方もいらっしゃるって、区側としては、そういったそもそも使えなくなるんじゃないかというリスクに対してはどう考えているのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○**田丸危機管理部副参事** 今、委員が御指摘されました一つ目の自治体同士の境目については、これも重要なことだと認識しております。一方、今回につきましては、実態調査は区を対象にしております、自治体との境目等につきましては、もう既に相互支援協定の様なものを結んでいるところもございますし、引き続きそういった関係を活用しながら、こういった情報を共有することから始めたり、いろいろとやっていくことで、これは避難所運営などにもかかってくることだと思うんですけれども、そういったところにも配慮しながら今後進めていきたいと考えております。

続きまして、二つ目のマンホールトイレについてでございます。トイレ研究所を含めて、いろいろなことがこれまで専門家の中では言われていることを我々も認識しております。

いずれにしても、マンホールトイレにつきましては、御承知のとおり、上物を設置しないとなかなか使用できないという特性がございますので、まさに住民の皆さんによる訓練とか、また、そのときその場所に集まらざるを得なかった方々の御協力を得るとか、加えて、そういったことが平時から計画できないのかという視点などについて、ボランティア協会等との会話を重ねるとか、こういったところも含めて整理することに可能な範囲で取り組んでいきたいと考えております。

特にリスク管理につきましては、説明でも一部触れさせていただきましたけれども、使えない場合については、物理的にどのくらいというのをはじき出すことは困難ではありますが、区としては、一日目は携帯トイレというふうに位置づけておりますように、基本的に在宅避難者へ携帯トイレ等の備蓄を促すなど、全体としての対策を念頭に置きながら検討については進めていくのが今あるところかなというふうに考えております。

○**藤井まな委員** ありがとうございます。最後に答弁の中でも言っていましたけれども、本当に携帯トイレの重要性はあるなと思います。災害、大きな地震で、マンホールトイレに直接つないでいる管が破損して使えなくなるパターンもあるみたいなことも専門家の方がおっしゃっているのも僕は聞いたことがありますので、マンホールトイレを設置する施設にも携帯トイレの備蓄がもっと必要なときもあり得るかなとも思いますし、仮設トイレも今後もっと整備をしていかなければいけないと思いますし、さっき地図を見させていただいた中で、新たな課題として近隣の隣接の自治体の情報も加味したデータの再構築とか上書きということをしっかり行って、対策を立てていただきたいと思います。意見です。

○くろだあいこ委員 私からは仮設トイレについて伺いたいと思いました。仮設トイレは他自治体等から調達をするという計画で、一応今これで考えていらっしゃると思うんですけども、例えば首都直下みたいなことが起こった際は都心全体で多くのトイレが必要になるという状況があつて、世田谷区だけではないと思うんです。

そんな中で、他自治体からトイレが供給、助けていただくということはもちろんあると思うんですけども、例えば今、熊本の地震もありますけれども、そこで集まるトイレの数よりはもっと必要な数が多かったり、助けていただくにしても、もっともっと必要な数多くて、そんなにすぐに仮設トイレがたくさん調達できるのかなという不安がよぎりまして、実際に来るのが少ないという可能性もあるのではないかなと思ったんですけども、そのあたりの考え方とか想定は今どうなっているのかお伺いしたいです。

○田丸危機管理部副参事 委員御指摘のとおり、世田谷区については、先ほども説明させていただきましたように、そもそも超過密の地域でありまして、また、発災時につきましては各自治体が仮設トイレを要求する、こういったことはもう当たり前の状態だというふうに想定しております。

そういったことも踏まえまして、世田谷区につきましては、マンホールトイレというのを一つの解決策として、これまで整備計画というか整備のガイドラインに基づいて各指定避難所に設置するなど、また、可能な公園にはマンホールトイレを整備することが重要であると位置づけて施策を進めているところでございます。

また、最近は、トイレコンテナ、トイレカー、また、ほぼ紙トイレとか、まさに仮設トイレに代わるような、防災を視点に置いたいろいろなトイレも開発されておりまして、こういった各種トイレをいかに世田谷区は活用していくかなどがとても重要だと考えております。

また、昨年度につきましては、ベクセスという会社と世田谷区はトイレカー等につきまして協定を締結しております。今後も、仮設トイレを確実に担保できるように、特に大規模なレンタル会社とか、可能性を探っていきたいと思っております。

○くろだあいこ委員 本当に災害が起きたときの被害想定というのはなかなか難しくて、実際起こってみないと分からないところだとは思いますが、できる限り確実に確保できるような数の見込みを積み上げていくというお答えでしたので、引き続き頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○いたいひとし委員 この資料は、初めて全体像が少し見えた感じがして、よくまとめて

いただいたなというのがまず印象です。

その上で、私もこの間、いろんな災害時のトイレについてのシンポジウムとかに行かせていただいたんですけども、水は我慢できてもトイレは我慢できないというふうに講師が冒頭言っていたのが印象的でして、三時間後ぐらいにはトイレに行きたくなると。そうになると、やっぱり災害時は水よりもまずトイレだということで、避難所なんかはこれから運営をどうしようかなという状況だと思うんですけども、実際、トイレから先に組み立てたほうがいいんじゃないかというようなお話もされていました。

今回の策定に向けた検討状況の中で、例えば避難所の運営の在り方に対して、これを生かしていくとか、備蓄する物品、簡易トイレ、携帯トイレを増やすとか、あるいは区民に向けてそうしたものを多く備蓄してくださいと呼びかけるとか、これはまだ検討状況だと思うんですけども、今後、行動様式の変革に向けていく指針にしていく必要があると思うんですけども、そのことについてはどうお考えなのか聞きます。

○**田丸危機管理部副参事** 委員御質問というか御指摘の今後の在り方については、危機管理部といたしましては、今後、こういった検討を踏まえまして、現在持っております避難所の運営マニュアル、これは基準になりますけれども、こういったところにも見直しとして反映させていく予定でございます。また、今後、地域防災計画の見直し等があれば、そういったところにも踏み込んでいくということも考えております。

それと、備蓄関連なんですけれども、この後御報告させていただきます内容を含めて、まさに御指摘のとおりでございます。そういったところ、区として考えられる施策を精緻に検討してまいりたいと思います。

○**いたいひとし委員** 今、災害時に使える見込みがあるのは二千七百余りというお話だったかと思うんですけども、震災とか災害によってはこの全部が使えるとは限らないと思うわけです。そうすると、やっぱり、これが今現状使えるトイレ、二千七百基余りが最大とするならば、例えば全部が使えた場合、何日分というか、どのぐらいのキャパがあるのか。当然、使えればし尿処理とか収集とかはしなくて済むんでしょうけれども、まず、現在、あれば使えるというふうに踏んでいるのか、それとも、排水管だとかの耐震だとかをある程度勘案して、そういった詳細なことはやる予定なんでしょうか。

○**田丸危機管理部副参事** 一七ページを御覧ください。これは、世田谷区地域防災計画の基にもなっております、また、先ほどの災害対策強化プランの基にもなっております想定でございます。

この右肩のライフライン被害のところをさらに御覧ください。この想定につきましては、首都直下で世田谷区において最もひどいパターンと想定しております南部地震の想定を使っております。その中で、最もひどい場合の停電率については一八・九％、上水道断水率、断水が続きますとトイレのいわゆるそういったものを流せないということになります。こういったものが最大で二三・二％、また、下水道管きょ被害率含めて、下水道が壊れる率が、令和四年度の想定ではかなり低くなっておりまして、五・六％という見立てになっております。

一方、ここに出ていない、例えばマンションの敷地内の下水道につながる配管がどのぐらい壊れるかといったところについては、出したいんですけれどもなかなか想定しづらい、また、出せば出したでその数字が独り歩きしてしまうというところもありまして、算出においても非常に難しい課題だと認識しております。

続きまして、一八ページを御覧ください。ここに出ておりますとおり、算出に当たりましては、この表にまとめて、まさに委員御指摘の内容などをいろいろと考えてみたところ、前提とする条件等に照らし合わせまして、ある程度定数を入れて考えなければいけないもの、また、世田谷区としては、まさに水洗トイレ使用困難者数とか困難率というものを独自で定めて、これを前提といたしまして、特にし尿の量に影響いたしますので、こういったところも含めて、何とか数字化に向けて努力しているところでございます。

いずれにしても、どれだけ被害が起こるかを確実に細かく見積もったものは全国を見渡してもあまりないところでもございまして、こういったところに世田谷区としてはどこまで取り組めるか、今まさに検討をしているところでございます。

○**いたいひとし委員** よく分かりました。この一八ページのし尿等の見積もりというのはすごくリアルで、何をしなきゃいけないかという、行政側も含めてですけれども、例えば仮設トイレ最大千基と書いてあるのはすごくリアルな数字だというふうに思いましたので、引き続き整備に向けての努力を要望して、終わります。

○**上川あや委員** 資料の右肩九ページを見ていて結構気になったんですけれども、区立施設のトイレの実態調査結果（速報）ということなので、決定版でないことは分かっているんですが、回答施設の内訳、回答対象施設が七百三十、七百三十の区立施設に回答を求めて、開放してもいいよと言った施設が百三十四しかないというのが結構驚きで、結局、右側のグレーのかかったところで書かれている、施設の性質上使用できないと判断されているトイレ数四千六十七って、使用できる数よりずっと少ないことになってしまう。これが

区立施設の回答の現状だということが、素直に仕方がないですねってとても思えないんですけれども、これは、各所管課が使わせませんと言ったらそれを了として、そうやって申し出て駄目ですと言ったことの妥当性については見ていらっしゃるんですか。

○**田丸危機管理部副参事** 妥当性、まさにそこは重要であると認識しております。特に開放できないと回答した施設などにつきましては、保育園や障害施設など、施設の目的から一般の方に開放することが本当に適切なのかどうかといった施設もございます。また、災害時に開放するかどうか分からない、決めていないので現時点では開放できないと回答しているものもあるというふうに認識しております。

よって、今後なんですけれども、この四千六十七についても、少しでも多く、区民が本当に困った災害時に使用できるかどうか。これは、各施設ごとの特性や、また、職員がいるいない、常駐するしないのところなんかも回答に困るということで未回答のところもあつたりします。そういったことを含めて、今回、多大な調査で各所管に負担をおかけしているところではあるんですけれども、言葉で言うと、可能な限り努力してまいりたいと今考えております。

○**上川あや委員** おっしゃっていただいた方向性でいっていただかないと困るんですけれども、回答を寄せていただく際に、マルかバツか、グレーだと一応マルにならないみたいなことになると、どんどん数が減って行って——趣旨、目的とか、もちろんその施設ごとにあるし、考え方としてそれが避けられないということはよく分かるんですけれども、どの建物でも工夫のしようは結構あるんじゃないかなという気がしていて、障害者の施設で区立施設があったとして、どうしても緊急でトイレを借りたいと言ったら声をかけて借りる区民だっていると思うんですよ。一階の事務室の横のトイレだったら使ってもらって構いませんみたいな御案内とか、ふだんだったらなさるんだと思うし、白か黒かだけで駄目です、駄目じゃありませんみたいなことをやっていくと、本当は近在に使えるトイレがなきゃいけないのに、使える可能性があるトイレはすごく排他的に運営しないかなということが気になるんですよ。

なので、施設ごとに可能か不可能かだけではなくて、難しいという施設でもこのトイレだったら可能みたいなことをしっかりちゃんと出していただいて、本当にトイレのことで困る方がなるべく少なくなるように努力していただきたいと思います。要望です。

○**田丸危機管理部副参事** 実態調査につきましては、マルかバツかだけではなく、開放できない理由を記載するということで実施しております。、今、意見、要望が出ましたけれ

ども、こういったところにつきましても照らし合わせながら引き続きやっていきたいと思っております。

○河村みどり委員　今、様々質疑されて、重なる部分もちょっとあるのかもしれないんですけども、今の田丸副参事の御答弁を伺った中で、やっぱり世田谷区としてはマンホールトイレをしっかり主軸に据えて、避難生活におけるトイレの確保をしていこうという部分の御答弁もあったかなというふうに思うんです。

るる今まで御説明いただいていたように、マンホールトイレを实际組み立てて運用していくというか、いかに使用するかが大事だという御答弁もありましたけれども、避難所運営訓練でマンホールトイレを組み立てたりする実際の運用の部分について、各施設によって様々違うと思うんですけれども、組立て、また、下水、水を流したり、そこぐらいまではやっているかなというふうに認識しているんですけれども、その先の、国交省のガイドラインがありますよね。そういったものでまた進めていくんだと思うんですけれども、水が何センチ以上ないといけないからずっと誰かが水を流しているといった具体的な、実際はせき止めているものを誰がどういうふうにどの段階で下水に流していくのかとかという、本当に苛酷な。

实际はマンホールトイレを増やしていきなさいというふうなことは私たちも声を上げてきましたけれども、この運用の方向の整備とか、そういった部分は今後どのようなのか、教えていただければと思います。

○竹越災害対策課長　今御指摘いただきました指定避難所によるマンホールトイレの運用については、委員のお話のとおり、避難所ごとでかなり進捗状況というか理解の状況、また、設営に至る訓練の状況についても差があるところがあるというのは私どもも認識しております。

今後はやはり、どの指定避難所においてもまずはきちっと使えるように設営をする。設営した際の使用のルール、また衛生管理のルール、そのようなものを全ての避難所でそろえていけるように、どの避難所でも同じようなマンホールトイレの使用ができるように、総合支所、まちづくりセンターとともに、指定避難所運営委員会と一緒にあって、少しずつかもしれないんですけれども、良好な運営ができるように働きかけをしていきたいと思っております。

○河村みどり委員　マンホールトイレは实际、区立公園、また今回、都立公園といったところもお示ししていただいたんですけれども、そこを今まで設置はしたけれども、開けて

実際に水を流したりしているところばかりじゃないんじゃないかなというふうにも思うんです。老朽化という課題も実際あって、水が流れないとか、どこにあるかも分からないとか。

実際表示は今回していただきましたし、漏れているところ、まだこれから整備しなきゃいけないエリアもあるというところはお示ししていただいていますけれども、実際今あるところの検査というんですか、そういったことはどのようにされていくんでしょうか。実際使えるかどうかという。

○竹越災害対策課長 既存の区立公園のマンホールトイレにつきましては、定期的に業者に委託をして整備をしております。例えば、どうしても井戸で使うものですから、マンホール管の中に土砂が堆積したりとかする場合もございますので、三年に一回になりますけれども、定期的に業者を入れて整備、点検を図っているところでございます。ただ、委員御指摘のとおり、公園ですと、使用しているうちに土で場所が隠れてしまうというような形で見えにくくなってしまう場合もありますので、そういう場合は、総合支所等できちっと場所を把握しておくということが重要かと思います。

整備については以上です。

○河村みどり委員 最後にいたします。やはりマンホールトイレは実際、数多くの方が使っていくと、課題もここに書かれていましたけれども、高齢者の方がちゃんと座れなかったりだとか倒れてしまったりだとか、やっぱりなかなか使い勝手が悪い部分はかなりあるんじゃないかなというふうに思う中で、先ほど上川委員もお話しされていましたが、世田谷区の公共施設のトイレがいかに使えるかということはやっぱり本当に重要なかと思います。やっぱりマンホールトイレだけでなく、簡易トイレという形で多くの、そういった持っているものがいかに使えるかというところもまたぜひ進めていただきたいと思います。

○みやかおり委員 一ページなんですけれども、㊦災害時に使用できるトイレの実態調査のところで区内の大学というふうに記載があるんですが、この対象の大学についてなんですけれども、現在、世田谷区が連携している大学、六校あるのかな、それに限らず、要は、世田谷区内にキャンパスを置いている全ての大学を対象として調査をするのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○田丸危機管理部副参事 基本的に、区内に所在する大学全てを対象と考えております。

○みやかおり委員 その実態調査に関して、例えばトイレが使用可能かどうかとか、断水

時対応の実態調査とか、そのあたりも必要かなと思うんですけども、調査の基準というんですか、そこは何か設定はされているんでしょうか。

○**田丸危機管理部副参事** 調査の基準につきましては、今、施設に設置されているトイレがどういったトイレなのかが分かるように基本的な質問項目を定めまして、それで質問しているところでございます。

特に、同じ水洗トイレでも、建物によって、水タンクが個別についている場合とついていない場合とかがあります。個別についている場合はそこに水を足せば一応動くといったところもありまして、建ててから現在に至るまで、各建物ごとにかなり様相が違いますので、そういったところを分かる範囲で、できるだけ詳細な項目で、一方、まとめにくいものであっても困りますので、そういったところの整合を図りながら調査しているところでございます。

○**みやかおり委員** いろいろありがとうございます。その点も含めてですけども、まず、誰でも使えるかというところで、例えば高齢者の方であったり障害をお持ちの方だったり、お子さんや女性などへの配慮も視点に入れていただきたいというふうに要望いたします。

—————
○**ひえしま 進委員長** 次に、㊦指定避難所運営用備蓄物資の見直しの検討状況について、理事者の説明をお願いします。

○**田丸危機管理部副参事** それでは、指定避難所運営用備蓄物資の見直しの検討状況について説明させていただきます。

本文1主旨でございます。これも令和八年二月の本委員会で報告させていただきました件でございまして、社会状況の変化や過去の災害の教訓、国や都の動向を踏まえ、庁内で検討委員会を設置して検討を行っておりますところ、検討状況について報告させていただくものでございます。

2 これまでの検討状況です。まず、㊧検討の前提、特に主な課題及び見直しの方向性につきましては、これは二月に報告させていただいているところですが、以下の①から③のとおりでございます。

特に①、食料や生活必需品などは、多様な商品が開発されるなど、多様化する商品や最新の技術を踏まえ、最適な商品へ更新してまいります。

②、多様な品目の備蓄に取り組む一方、品目、数量ともに本当に管理が煩雑になってお

り、発災後三日分の最低限必要な避難所生活者用の備蓄品を確保するため、限られた保管スペースの中で真に必要な品目、数量への最適化を行う。また、あわせて、多角的な手法から協力協定による物資の確保を検討するとともに、区民の非常用持ち出し物品等の避難所への持込みを啓発するなどによって、総合的な物資の確保を図る。

③にございますように、令和八年熊本地震でも注目を浴びておりますとおり、電源等の資機材については、維持管理のランニングコストや安全面からの品目及び管理体制の見直しのほか、避難所運営に必要な電力量の算出等を踏まえ、最適な資機材の管理体制を整備する。こういったことを前提に検討をしているところでございます。

㊦ 検討委員会の実施状況等です。実施状況につきましては記載のとおりになっておりまして、検討体制といたしまして、危機管理部をはじめとして、災対地域本部、災対物資管理部のほか、災対区民支援部として人権・男女共同参画課、災対保健福祉部として高齢福祉課、また障害施策推進課、子ども・若者支援課、そして災対医療衛生部、災対教育部、加えて女性防災コーディネーター等により検討委員会を設置して、検討しているところでございます。これまでに五回、検討委員会を実施いたしました。

㊧ 主な検討結果及び課題です。①に書いてありますとおり、逐次情報収集をしながら、展示等により検討委員会への理解を促進しながら、検討を進めております。

②、三月から四月にかけて、庁内、また女性アドバイザー等からの意見聴取を行ったところ、下記の一例のような約二百件を超える幅広い御意見や御要望等をいただいたことを踏まえまして、限られた保管スペースの中で真に必要な品目、数量への最適化を行う必要性から、より慎重な検討が必要であるという結論に至っております。特に女性、高齢者・障害者対応、子育て世代対応等に係る多様なニーズにつきましては、一例ですが、記載のとおりでございます。特に、嚥下機能に配慮した食事・水分提供のため、ペースト食やとろみ剤の備蓄を充実すべきであるとか、また、女性用の生理用品についてなども、記載のとおり要望として上がってきております。

このような状況を踏まえまして、避難所避難者の生命の維持に係る重要で主要な八品目等の検討を優先すべきとして、現在検討を行っております。

右肩四ページを御覧ください。別紙になります。これは、指定避難所に不可欠な主要八品目等の検討状況であり、上段から、食料、毛布、乳児用粉ミルク等、おむつ、携帯トイレなどについて、検討結果は記載のとおりです。

見方ですが、中列、現行から検討結果（案）に変更するものにつきましては赤字で記載

しております。なお、4の乳児・小児用おむつ、また、5の大人用おむつについて、検討結果の欄のサイズでございますけれども、それぞれXL、LLの部分が赤字になっておりません。修正させていただきます。誠に申し訳ございません。

それではまず、2毛布の右、主な意見等のところを御覧ください。記載のとおり、区では、令和八年度に、区保有の約七万枚を洗浄、リパックすることにしておりまして、そのリパックによる毛布の圧縮の結果、全体で約五百平米、避難所一か所当たりに直しますと、倉庫面積が五平米、おおむね二メートル掛ける二メートルのスペースが捻出できると想定しておりまして、そのスペースを、毛布の増量のほか、食料やその他の避難所生活必需品等の備蓄に活用することとし、各品目の数量等の検討に反映させることとしております。これらを踏まえまして、特に毛布につきましては、体育館で寝るためには不可欠な物資であり、また、冬場には特に欠かすことのできないものでもありますことから、まず各避難所へ百枚を追加配備すると結論づけております。

次に、1の食料につきましては、保存水は、備蓄管理の効率化を図るためにも、五年保存水から長期保存が可能な十年または十五年保存水へ変更させたいと考えております。加えまして、新たに、保管スペースや保存期間などを考慮し、熱中症対策のための経口補水液ではなく経口補水剤を導入することとし、また、ビスケットについては、味や食感も重視して、種類の変更などを検討中でございます。要配慮者への対応としてはとろみ剤の導入を行うこととしておりますが、保存期間が短いため、保管容量につきましては、各避難所においてそれだけの管理能力をかけてやるのか、集中管理がいいのか、こういったところも今後検討が必要ということで、今、検討を実施しております。

そのほかにつきましては、記載のとおりでございますので、後ほど御確認ください。

資料三ページ、本文に戻りまして、③、避難所で必要な電力関係の資機材につきましては、運営に必要な電力量の算出、また保守点検の在り方等を踏まえまして、最適な資機材の管理体制を整備することが必要なことから、発災後三日間の避難所における必要な電力の具体化をモデル化いたしまして、各避難所運営等に係る個別課題もあることから、また、教育委員会等の関係部署との調整より、慎重かつ实际的な検討が必要であるとの判断に至っております。

3今後の検討要領でございます。㊦、ただいま御説明させていただきました現状を踏まえ、各意見を適切かつ丁寧に取りまとめる必要性があることから、検討期間を当初、令和八年度の一年間としておりましたが、令和九年度にかけて行うこととさせていただいた

いと思います。

また、㊦、記載のとおり、八品目以外の備蓄品につきましては、令和八年度から九年度にかけて総合調整し、取りまとめる予定です。

㊦、指定避難所における災害時の電力確保はこれまでの説明のとおりでございます。そして、その具体化を踏まえて、発電機等の数量や管理要領などを検討してまいります。そして、令和九年度には、避難所備付けの基準となる備蓄品目、数量を具体化し終わる予定で考えております。

4 今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりであり、特に令和九年二月から四月には、検討案について、避難所運営委員会等に対する意見照会を予定しております。

私からの説明は以上です。

○ひえしま 進委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○藤井まな委員 ありがとうございます。個人的な感想なんですけれども、このビスケットって多分、乾パンのことですね。私も家にビスケットを備蓄していて、期限が近くなるともったいないから食べるんですけれども、やっぱりこれだけを食っているとつらいなと本当に思うんですね。バターをつけて食っても、やっぱり硬過ぎるからつらいし、一生懸命包丁で刻んでスープに入れるんですけれども、ふやふやになるまで時間がかかるし、それは、災害時のことを想定したら食えるものがあるだけいいという考え方の方も多いと思いますけれども、やっぱり大量のビスケットをずっと食っているとつらいということを体験しました、最近。

品目は災害時であっても食べやすいようにしていくというのは大事だと思いますし、僕で大変なことから高齢者の人は絶対もっとつらいと思いますよね。このビスケットだけ、乾パンだけ配られるってつらいと思うので、避難所でもできるようないい調理法があるんだったら教えてほしいし、知らせてほしいし、これに代わる有効なものがあるんだったら、やっぱりそういったことも考えていくということは私も強く思っていますので、意見として私も述べさせていただきます。

○ひえしま 進委員長 それでは次に、㊦令和八年熊本地震に伴う被災地支援等の状況について、理事者の説明をお願いします。

○竹越災害対策課長 それでは、令和八年熊本地震に伴う被災地支援等の状況について御説明をいたします。

資料の右肩一ページを御覧ください。1の主旨についてでございます。区では、七月二十八日に発生した令和八年熊本地震に対し、被災地支援本部を設置し、災害支援金の募集、熊本市への災害見舞金の贈呈及び現地視察等を実施いたしましたので、被災地支援等の状況について御報告をするものです。

2の対口支援団体の組合せについてです。七月三十一日付で、世田谷区を含む東京都は熊本市の対口支援団体として決定しております。その他の組合せについては資料記載のとおりでございます。

3の支援依頼の状況等についてでございます。㊦人的支援を御覧ください。熊本市への支援につきまして、①罹災証明書発行関連業務等、住家被害認定業務等につきましては、特別区長会を通じ、東京都より対口支援に基づく派遣要請があり、八月十四日より各区が順番で数名を派遣しております。今後、世田谷区への派遣要請が来る可能性がございますので、準備をしております。

②保健師業務につきましても、特別区長会を通じて東京都より対口支援に基づく派遣要請があり、九月一日より各区が順番で数名を派遣しております。こちらも今後、世田谷区へ派遣要請が来る可能性がございます。

③被災建築物応急危険度判定業務につきましては、被災直後、まず、近い地域ということで九州ブロックから、中国・四国ブロックや近畿ブロックに順次展開中でありましたが、八月十一日の熊本市での応急危険度判定をもって熊本県内全ての応急危険度判定が終了となる旨の報告がございました。これに伴い、東京都を含む他自治体への派遣要請は今後行われない見込みでございます。

次に、㊧物的支援を御覧ください。被災直後から世田谷区から熊本市に物的支援の呼びかけをしており、七月三十一日に熊本市から直接区に対して、提供可能な支援物資の確認依頼があったため、保存水やテント型間仕切り、ワンタッチベッド等を供給可能物資として回答いたしておりましたが、その後、八月二十一日に熊本市から、避難所運営及び避難者支援に必要な物資を十分に確保することができたことから、義援物資の新規受付を終了した旨の連絡がございました。

二ページに進んでおります。4の災害支援金についてでございます。募集期間は、令和八年七月二十九日から令和九年三月三十一日までの予定です。区の窓口や区内イベントでの募金箱への入金、また、専用口座への振込で受付を行っております。

5の災害見舞金についてでございます。友好都市である熊本市を訪問した際に、災害見

舞金五十万円の目録を贈呈いたしました。災害見舞金については、八月二十七日付で熊本市の指定口座に振込済みでございます。

6の熊本市訪問及び被災地視察についてでございます。熊本市へ区からの災害見舞金及び区議会からの災害見舞金三十万円の目録を贈呈するとともに、被災から約一か月が経過した被災地の現状及び支援状況等の把握を行い、今後の区の災害対策に資する目的で熊本市等へ職員を派遣いたしました。日程は八月二十六、二十七日で、八代市、宇城市、氷川町、嘉島町、熊本市を危機管理部と環境政策部の管理職及び職員で視察をいたしました。

㊦、熊本市担当幹部との面会では、復旧・被害状況や被災者支援、避難所運営などについて情報交換を行いました。詳細は資料記載のとおり、①から三ページの⑧まで情報交換を行っておりますので、詳細については後ほど御覧いただければと思います。その中でも特に、避難所受付のデジタル化や災害ごみの迅速な収集、マンホールトイレやトイレカーの活用、市民の備蓄意識、支援物資の受入れなど、過去の災害経験を生かした取組などについてお話を伺っております。

続いて、㊧視察概要についてです。現地視察では、熊本市内は比較的被害が少なく、市民生活はおおむね平常時の状態に戻っている印象でございました。また、熊本城は十年前の地震から復旧途上で再び被災したものの、インバウンドをはじめ多くの観光客が訪れており、観光面では回復の兆しが見られておりました。一方で、最大震度七を観測した宇城市や氷川町、震度六強を観測した八代市では、発災から一か月が経過した時点でも手つかずの被災家屋が多く残るなど、被害の大きさを確認いたしました。

避難所の体育館には段ボールベッドが設置されておりましたが、間仕切り等が十分に整備されておらず、プライバシーの確保が課題であると感じました。また、トイレカーやシャワースペースによる全国の自治体からの支援、自衛隊による入浴支援などが行われており、被災者の生活環境の維持、向上に寄与しているものと見受けられました。

被災状況を総括いたしますと、被害を受けた建築物の多くが旧耐震基準により建築された木造住宅と見られる建築物であったことが印象に残りました。また、熊本市では、今回の地震被害の対応に当たり、十年前の地震の記録をまとめました「平成二十八年熊本地震熊本市震災記録誌」を活用したことで、迅速かつ的確な災害対応や復旧活動につなげることができたとお聞きをいたしました。災害の記録や経験を後世に継承し、今後の防災・減災対策に生かしていくことの重要性を改めて認識したところでございます。

7今後の対応につきましては、今回の訪問及び視察を通じて把握した被災自治体の現状

を踏まえまして、今後の区の災害対応に資するとともに、被災地への支援、協力については、被災地支援本部において引き続き調整をしてまいります。

説明は以上です。

○ひえしま 進委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 それでは次に、㊟避難行動要支援者支援事業の進捗について、理事者の説明をお願いします。

○伊藤保健医療福祉推進課長 私からは、避難行動要支援者支援事業の進捗について御説明いたします。

1の主旨でございます。本件は、世田谷区避難行動要支援者避難支援プランに基づく令和七年度及び令和八年度避難行動要支援者個別避難計画の作成に関する取組等について、その進捗状況を報告するものでございます。

2個別避難計画作成の進捗状況でございます。令和七年度と令和八年度に分けて記載してございます。

令和七年度では、新たに対象となられた方とこれまで計画未作成だった方を対象に、郵送による調査票の発送、計画の作成を、第二段落では、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、一般事業所による訪問調査委託により計画を作成した旨を記載してございます。

令和八年度では、多摩川浸水想定区域内に居住する要支援者へ郵送による調査票の発送、計画の作成を行った旨、記載してございます。いわゆる水害における調査票の発送、計画の作成になります。今後は、多摩川浸水想定区域外に居住する要支援者への計画を作成し、いわゆる震災に係る調査票の発送、計画の作成を実施してまいります。

続きまして、三ページにお進みください。別紙1を御覧ください。上段は、令和六年度と令和七年度で調査、計画を行った実績一覧になります。調査手法ごとに支所別に調査対象者数、計画作成数をお示ししております。なお、括弧内は多摩川浸水想定区域内の件数になります。後ほどお目通しいただければと思います。

下段は、今年度の多摩川浸水想定区域内に居住する要支援者への郵送による調査数、計画数の一覧をお示ししております。合計欄ですが、四百五十一件の対象者に対し三百八件の計画作成に至っております。

四ページにお進みいただきまして、別紙2を御覧ください。避難行動要支援者名簿登載

者全体にかかる計画作成状況となります。まず、搭載者と記載しました一番上の青色のバーですが、こちらは令和八年七月三十一日時点での名簿登載者、つまり個別避難計画の作成対象者となり、八千七十八名となっております。

次に、調査の有無と記載いたしました黄色のバーですが、こちらは調査の有無となり、六千六百二十二名に対し調査を実施いたしました。緑色の点線囲み部分は、昨年度の多摩川浸水想定区域外に居住する方への調査票発送後、さらには今年度の多摩川浸水想定区域内に居住する方への調査票発送後に計画作成対象となった方であり、未調査の方が千四百五十六名いらっしゃいます。

最後に、調査結果と記載いたしましたベージュ色のバーですが、上記調査を実施した六千六百二十二名のうち四千二百六十五名が計画作成済みとなっております。その右横の灰色のバーですが、こちらは六百七十九名いらっしゃいまして、入所、入院等により調査対象外となった、または作成の同意が得られなかった方となっております。その隣の青色の点線囲み部分は返信なし等で、千六百七十八名いらっしゃいます。

これらの状況を踏まえ作成率を出したものをページの下段に記載してございます。名簿登載者八千七十八名に対し計画作成済み四千二百六十五名の割合が五二・八％、次に、名簿登載者八千七十八名から未調査の方千四百五十六名を除いた調査履歴のある六千六百二十二名に対し、計画作成済み四千二百六十五名の割合が六四・四％、最後に、名簿登載者八千七十八名から未調査の方千四百五十六名と入院、入所等の方六百七十九名を除いた五千九百四十三名に対し、計画作成済み四千二百六十五名の割合が七一・八％となっております。

一ページにお戻りください。3 今後の取組みになります。㊦につきましては、引き続き郵送と委託を継続し、計画未作成者に対しアプローチを行い、計画の作成につなげてまいります。㊧につきましては、地域ケア会議等を通じて、福祉専門職との連携を進めてまいります。㊨につきましては、各関係部や関係機関と連携し、地域関係者からの御理解をいただきながら本事業を進めてまいります。

最後に、4 の今後のスケジュールでございます。年内に震災の計画書を作成し、調査票の返信がない方には、年明け、来年一月より委託による調査を実施する予定でございます。それぞれ二月と五月の特別委員会で進捗報告と結果報告を行い、議会へお示しする予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○ひえしま 進委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○いたいひとし委員 今年の調査のありようなんですけれども、まだ数多くの方が残っているというのが第一印象で、なかなか遅々として進まないのはなぜかなといつも思うんですけれども、今年、令和八年度は、玉川地域と砧地域の浸水想定区域内の方だけというか、その方四百五十一名に発送したということなんですけれども、それ以外の北沢、世田谷、烏山についてはどうなっているのかということ。

それから、この調査を始めて、返信がない方については一般事業所による訪問調査をするというふうに書いてあるんですけれども、なぜ一月なのかなと。それは随時やっていくものではないかなと思うんです。この計画の全体の進め方がちょっとよく分からないんですけれども、令和八年度、いつその調査票を出して、その返信がなかったというのはいつまでのことを言っているのか、それに向けて一般事業所による訪問調査を開始するというスケジュールになっているのか、それが全然よく分からないので、そのところを明確にしていきたいということ。

それから、玉川・砧以外、要するに浸水以外の五所の方についてはこれはどうなっているのか、今年度についてどうしているのかということをお伺いします。

○伊藤保健医療福祉推進課長 まず一つ目の御質問ですけれども、水害の玉川・砧以外の地域の方々への調査票の発送に関しては、スケジュールにお示しさせていただいており、この九月から個別避難計画の調査票を発送させていただいて、全地域カバーしていくスケジュールでございます。

二つ目の御質問の調査の進め方でございますけれども、スケジュールを見ていただくと分かりやすいかと思うんですが、まず、調査票を対象の方にお送りして、その後、一か月ぐらいたったところで勧奨の通知をさらに発送しております。その後さらに返答のない方に関しては、居宅介護事業所の調査プラス一般事業所の委託による調査を重ねて実施しているということで、この調査の進め方については、そういった形で段階的にアプローチすることで、なるべく作成者の数を増やしていくということで今のところ考えております。

○いたいひとし委員 漏れている……。

○ひえしま 進委員長 三番目、ありましたよね。

○伊藤保健医療福祉推進課長 三つ目の質問について、もう一度聞かせていただけますでしょうか。申し訳ありません。

○いたいひとし委員 この計画というのは年度単位にやるものではないと私は思っている

から質問していて、なぜこの九月から始まるのか、その積算根拠が分からないので聞いているわけですよ。ずっとこの災害時要支援者の問題は私どもは取り上げてきているし、期限を設けて九月から始めて、そして返事がなければという考え方、なぜそういう発想になるのかと。だって、去年も出して返事が来なければ、それを追いかけて一つずつ潰していくということ。例えば一月に一般事業所とかケアマネジャーの方にお問い合わせしたりとかして進めていくというのは、一月だけやってその年度はおしまいという形にして、もう一回翌年に振出しに戻るというやり方をしているのですか。

私は、返事をいただければ、その人をずっと追いかけていくというのが正しいやり方だと思うんですよ。だから、なぜ九月からなのかと。そうすると、一月から九月までの間は何もしていないのかというふうに思っちゃうわけですよ。そうではないだろうと思うので、返答がなければケアマネジャーさんに行ってもらうとか事業所に行ってもらうとかして、一人でも多くの方が計画が作成できるようにするというのが本来の仕事ではないかと、そう思うから聞いているんです。これにまずお答えください。

○伊藤保健医療福祉推進課長 新たに対象になった方については、その都度、こういった計画があるということはケアマネジャー等を通じてお知らせいただいているところでございます。計画の作成期日が限られていて、随時作成できないというところに関しましては我々も課題だと感じております。その対象となった方について、今後、お知らせするとともに、計画の作成について随時できるような体制整備というのは支所と協力しながら検討してまいりたいと思います。

○いたいひとし委員 そういうことを聞いているのではなくて、未調査の人で新たになった人は分かりますよ。九月から始めようが、どこか必ずスタートラインが来るんだから分かりますよ。そうじゃない人はどうしているのかということですよ。例えば千六百七十八人から返事がないんだったら、それをどうやって返事が来るようにしているのか、期限を設けてやっているんじゃないでしょうと。返事が来なければ、絶えず返事が来るように努力するというのが本来の皆さん方のお仕事ではないでしょうかと。

だから、今日の報告はその未調査の人の報告なのか。だったら分かりますよ。でも、そうじゃなくて、この返信なし等の等という人がたくさん、千六百七十八人、今日の報告ではいらっしゃるわけですよ。これをどうしているのかということを聞いているわけです。それはもうほったらかしなんですか。返事が来なければしょうがない、ある程度来ないものはしょうがない、そういう考えでいらっしゃるんですか。お伺いします。

○伊藤保健医療福祉推進課長 返信なしの方については、年二回といいますか、水害のときに新たに調査対象となった方と併せて調査を実施しております。今年度後半に関しては、震災の地域、震災で対象になる方々に対しても、新たに調査対象となった方プラス、これまでに返信のなかった方も併せて、全ての対象の方に調査をかけて、毎年毎年返信のない方に関しては追って調査をしているところでございます。

○いたいひとし委員 私の質問に全然答えていないんですよ。じゃ、返事が来なければ、その方はおとしも返事を送ってこない、今年も返事を送ってこない、そうしたら、返事が来ない人はずっと返事が来ないということで、書類だけ送って、早く計画を立ててくださいと言っているだけで終わる、そういうことになっちゃうんですか。そうじゃないでしょう。

○伊藤保健医療福祉推進課長 郵送でお送りした後に、居宅介護事業者のほうでまたお声かけをいただいて、それでもさらにお答えいただけなかった方に関しては、改めて一般の委託事業者に御連絡、訪問していただいて、さらに計画作成につなげていくような段取りで進めております。

○いたいひとし委員 それは答えになっていないと思うんです。だって、予算が限られている、二十人とか三十人とか、そんな予算だったわけですよ。それで、この返信なし等の方にちゃんと全部行き渡るだけの体制なり予算なりを組んでいるんですか。そうじゃないでしょう。だから今のような答弁になっているんじゃないですか。違いますか。

○伊藤保健医療福祉推進課長 今現在の予算の規模ですとか対象者に対して十分な調査が行われているかというところは、今、一般の事業所による調査を開始して二年度目になりますので、今後さらに調査を深く実施していく上で、どのようなやり方が必要なのかというところは改めて検証した上で、今後の調査につなげていきたいと思います。

○いたいひとし委員 ちなみに、前回というか昨年度は、訪問して個別計画を作成した人は何人なんですか。

○伊藤保健医療福祉推進課長 昨年度の結果ですが、別紙1を御覧ください。こちらに記載してありますとおりになるんですけれども、一番右の五支所合計という列を御覧ください。まず、対象者全員の方に郵送による調査を実施して、三千二百三十五名中千三百四十六名の方に作成いただいております。その後、返信のなかった方等に対して、居宅介護事業所等によるさらなる調査で百九十二名の方にアプローチをして、百二十一名の作成につながっております。その後、またさらに返信のなかった方に対しては一般事業所への委託

ということで、四百五十四名の対象に対して二十六名の作成につながっているというのがこれまでの実績でございます。

○**いたいひとし委員** 要するに、年度をまいでも一つ一つこうやって計画が立てられるようにしているという見方でいいんですか。対象者のうち、例えばまだ七年度は百九十二人中百二十一人受けていただいたと。そうすると七十人ぐらい残っていますよね。この残った人はどうしているんですか。

○**伊藤保健医療福祉推進課長** 委員おっしゃるとおり、この残った方々に関しては、翌年度の調査の時期に改めて郵送による調査と、さらに委託による調査を実施しております。

○**いたいひとし委員** そうすると、この時期に答えていただかなかった、訪問できなかった方は、今のような年間のスケジュール的な管理をしている、その中でしか訪問しないとか、逆に、その時期を超えたらしない、その時期以外はしないということでもいいんですか。

○**伊藤保健医療福祉推進課長** お声がけする時期に関してはおっしゃるとおりでございます。郵送による調査と、さらに勧奨の通知、その二回と居宅介護事業者への委託、さらに一般事業者への委託ということで、この最大四回による調査でカバーしているという認識でございます。

○**上川あや委員** 避難行動要支援者の中で、⑤に当たるところ、精神障害者や難病の者等のうち区長が特に必要と認めた者というのがあるんですけれども、等があるので、精神障害者と難病の方に限らない。様々な、お一人では避難できないとか、高齢の親がいて避難できないとか、いろんな事情があるんでしょうけれども、こういうのは福祉の既存の統計には表れてこないの、本人の申出を受けるとか、あるいは民生児童委員の方の訪問の中からそういった可能性、支援の必要性みたいなことをあぶり出すみたいなことをしない限り、実際には避難に支援が必要であるにもかかわらず、行政の把握からこぼれ落ちる人が出るんじゃないかなということが気になるんですけれども、そういったお声の募集を例えば「区のおしらせ」でお申し出いただけますみたいになっているとか、民生児童委員の方にお声がけして、その可能性のある方を出していただくとか、そういったことはしていらないでしょうか。

○**伊藤保健医療福祉推進課長** 今現在、この避難行動要支援者避難支援プランに関しては、要配慮者の定義を定めております。こちらに記載の対象者については、今回、避難行動要支援者ということで位置づけて、避難確保計画を作成する対象の方を抽出しております。

す。元の世田谷区避難行動要支援者避難支援プランにおいては、これ以外に、ひとり暮らしの高齢者のみの方ですとか、そのほかに乳幼児ですとか妊産婦、外国人といった方々も定めております。

今現在、今回の避難計画の作成対象となっていない方に対して、お声がけ、何か必要な方は御連絡くださいというような体制自体は取っていないんですけれども、要配慮者の避難に関してはプランの中で掲載している方々もほかにいらっしゃいますので、いただいた御意見を基に、何かできることはないかというのは今後考えていきたいと思います。

○上川あや委員 ⑤のところに区長が特に必要と認めた者とあるんですけれども、特に認めるべき人がやっぱりこぼれ落ちないように、お申し出いただいて、その妥当性を見ていただければいいということだと思えるんですけれども、そういった声を拾うとか可能性を見いだすとか、積極的な努力がないと、特に認めるというこの柔軟性の部分が生かされないの、いざ災害が起きたときに、行政の従来が目線からこぼれ落ちるみたいな方が悲惨な状況になったり、それが結果として救えたんだよねみたいなことにならないように、積極的に網の目を細かく、御本人や民生児童委員の方もいらっしゃるの、そういう地域とつながりのある方から見落としのないような方法を少し考えていただきたいなとは要望しておきたいと思います。

○ひえしま 進委員長 それでは次に、㉔全国地域安全運動に伴う区内各種防犯イベント等の実施について、理事者の説明をお願いします。

○金子地域生活安全課長 全国地域安全運動の前後で実施いたします区内各種防犯イベント等について、資料に沿って御説明いたします。

資料一ページ目を御覧ください。1の主旨ですが、毎年、十月十一日から二十日までの十日間、警察及び防犯協会等が連携して全国地域安全運動が実施されます。区においては、この運動と連動して各種防犯活動を実施いたします。

2の主なイベントですが、㉕の世田谷区民地域安全のつどいと㉖の世田谷区内「犯罪ゼロの日」でございます。

二ページ目、別紙1を御覧ください。イベントの一つ目は、世田谷区民地域安全のつどいです。全国地域安全運動に先駆けて、十月二日金曜日午後二時から午後四時まで、せたがやイーグレットホールにて開催いたします。内容は、5に記載のとおり、特殊詐欺被害防止講演として劇団員による寸劇、日本体育大学チアリーダー部によるステージ、タレン

トのほいけんたさんの講演などがございます。

三ページ目、別紙2に移ります。イベントの二つ目は、世田谷区内「犯罪ゼロの日」です。これは、全国地域安全運動期間中の一日を世田谷区内「犯罪ゼロの日」と指定させていただきます。区内全域において防犯啓発活動を展開するキャンペーンでございます。本年は十月十七日土曜日を予定しており、この前後にわたって、町会・自治会、商店街、PTA、自主防犯パトロール団体の皆様、そして交通機関、金融機関などの事業者、区立小中学校、区内警察署などの皆様に協力していただき、ポスター掲示のほか、地域の防犯パトロールなどを通じて、区全体の防犯意識の向上を図ってまいります。

なお、犯罪ゼロの日の当日には、「親子で体験！犯罪ゼロの日防犯教室」を玉川区民会館玉川せせらぎホールにて開催いたします。現在も募集枠に余裕があることから、応募期間を延長いたしまして、地域コミュニティーアプリ、コモン、また、せたがやPayのプッシュ通知なども活用して、再度、区民の方々に御案内しているところでございます。

今後も、ただいま御説明いたしました防犯イベント等を含め、区民の皆様が防犯について考えていただく機会を提供しながら、区全体の防犯意識向上につながる防犯活動を推進してまいります。

以上で報告を終わりますが、資料一ページ目、㊟世田谷区内「犯罪ゼロの日」の実施日につきまして、令和七年は令和八年でございます。大変失礼いたしました。

以上で御報告を終わります。

○ひえしま 進委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○藤井まな委員 ありがとうございます。内容どうこうじゃなくて、ただ単に知りたいんですけれども、主催が警察さんと防犯協会さんと世田谷区の地域安全のつどいって、予算は幾らぐらいで、要は、警察と防犯協会、世田谷区が出し合っているのかどうかみたいな話を教えてもらってもいいですか。

○金子地域生活安全課長 こちらは各年で幹事署がございまして、今年は玉川警察が幹事署になりまして、幹事署のほうで予算等の関係を整理しております。区のほうとして、これに伴ってチラシとかの御協力はすることはあっても、予算はありません。

○藤井まな委員 ということは、内容とかもその幹事の警察署さんが大体主導して決めていらっしゃるみたいなことですか。

○金子地域生活安全課長 そのとおりでございます。

○ひえしま 進委員長 次に、㊦オウム真理教問題対策（状況）について、理事者の説明をお願いします。

○荒木烏山総合支所地域振興課長 それでは、オウム真理教問題の対策の状況について御報告いたします。

1 現地の状況です。信者の居住状況について、南烏山のマンションにひかりの輪信者五名程度が引き続き居住しているということです。

2 烏山地域オウム真理教対策住民協議会の活動状況です。㊧会議の開催状況、㊨募金活動は記載のとおりです。㊩、次回、第五十三回抗議デモ・学習会についてです。本年十一月十四日土曜日の午後に開催いたします。概要は記載のとおりです。

3 オウム真理教対策関係市区町連絡会総会について、記載のとおり実施いたしました。

4、観察処分の更新を求める国への要請行動の予定です。区及び住民協議会では、令和九年一月に期限を迎えるオウム真理教後継団体、アレフ、ひかりの輪、山田らの集団に対する団体規制法に基づく観察処分の期間更新を求め、国への要請行動を行う予定です。

二ページ目、三ページ目には住民協議会ニュースを参考に添付してあります。

御説明は以上です。

○ひえしま 進委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 次に、㊪その他ですが、ほかに報告事項はございますか。

○田丸危機管理部副参事 先ほど御報告させていただきました㊫「世田谷区災害時トイレ確保・管理計画（仮称）」の策定に係る検討状況についての資料につきまして、訂正がございます。資料右肩九ページで、委員からも指摘がございました、上段、百三十四と記載がございますけれども、これにつきましてはその下の三百四十三が正しく、百三十四は誤記でございます。また、委員から質問がありました施設の性質上使用できないと判断されているトイレ数でございますが、約二百七十施設でございます。訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○ひえしま 進委員長 以上で報告事項の聴取を終わります。

○ひえしま 進委員長 次に、2 協議事項に入ります。

まず、㊬オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する公安調査庁に

よる観察処分の期間更新を求める意見書の提出についてであります。本件は、八月二十四日に開催された各派代表幹事長会において、当委員会で協議するよう議長より依頼があったものであります。

来年一月末でオウム真理教に対する国の観察処分の期間が満了となることから、その観察処分の期間更新を求める意見書を関係機関に提出することについて、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 それでは、関係機関に対し意見書を提出するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 異議なしということで、それでは、そのようにさせていただきます。本件に関しては、正副委員長で案文を作成し、事前に皆さんにお示ししたいと思えます。

その後、当委員会に委員を出していない会派にも御意見をいただいた上で、次回委員会で意見書（案）をまとめるという流れで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

また、先ほど理事者より報告がありましたが、十月十三日火曜日に区及び住民協議会等が法務大臣等に対し観察処分更新の要請行動を行うとのことですので、その日に合わせて区議会としても意見書を提出できるよう、予定されている第三回定例会の中間本会議での議決に向けて準備を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 それでは、そのようにさせていただき、私から議長に申し伝えます。

○ひえしま 進委員長 次に、㊦次回委員会の開催についてですが、ただいま提出することとした意見書の案文を決定するため、臨時で開催したいと思います。

事前に皆様の予定を確認させていただいておりますが、九月七日月曜日十一時から開催したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 それでは、次回委員会は九月七日月曜日十一時から開催することに決定いたします。

また、定例会中の委員会についてもここで確認しておきたいと思います。第三回定例会会期中である九月二十五日金曜日午前十時から開催予定としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○ひえしま 進委員長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ひえしま 進委員長 特にないようですので、以上で災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会を散会いたします。

午前十一時四十七分散会
